

土木一式工事及び建築一式工事の考え方

土木工作物：人為的な労作を加えることによって通常、土地に固定して設備された物

建築物：土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）

建設工事：土木建築に関する工事

有機的：多くの部分が集まって一つの全体を構成し、その各部分が密接に結びついて互いに影響を及ぼし合っているさま

建設工事の施工は、一般的にはそれぞれ独立した各種専門工事の総合的な組合せにより成り立っており、そのため建設業は他産業には類をみないほど多様化し、かつ、重層化した下請構造を有している。

土木一式工事及び建築一式工事（以下、「一式工事」）とは、

① 総合的な企画、指導、調整（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、仮設物、工事材料等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）が必要な建設工事

⇒基本的には、元請業者の立場で総合的にマネジメントする事業者向け。

② 大規模かつ複雑で、専門工事では施工困難な建設工事

⇒小規模な建設工事は含まない。

③ 複数の専門工事を組み合わせて施工する建設工事

⇒附帯工事は含まない。

1つの専門工事の場合

工事の規模、複雑性等からみて総合的な企画、指導及び調整が必要であり、個別の専門工事として施工することが困難である工事。

よって、個別の専門工事として施工が可能な場合は、一式工事には該当しません。

2つ以上の専門工事の場合

2つ以上の専門工事を有機的に組み合わせて、社会通念場独立の使用目的がある土木工作物又は建築物を造る工事。

ただし、2つ以上の専門工事であっても、主たる建設工事を施工するために必要な建設工事は、建設業法（以下、「法」）第4条で定める附帯工事に該当します。

主たる建設工事以外の建設工事については、①主たる建設工事の施工により必要が生じた他の従たる建設工事、②主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事であれば法第4条の附帯工事となりますので、主たる建設工事に係る建設業の許可で当該建設工事を請け負うことができます。

よって、独立の使用目的がない専門工事を他に請け負ったとしても、一式工事には該当しません。

Q 一式工事の建設業許可で、1次以下の下請負人として建設工事を請け負うことはできるか。

A 一式工事については、建設工事の内容において、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（建築物）を建設する工事」と規定されています。

一式工事の「総合的な企画、指導、調整」業務は、一般的には、元請業者が複数の下請業者に対して行う業務（役割）であると考えられますので、原則として、**下請工事を請け負う場合は一式工事には該当しません。**

下請業者が、直接施工を行わず、施工管理のみを行っている場合などは、元請業者が行わなければならない「総合的な企画、指導、調整」業務を下請業者が行っている可能性が高く、その役割分担について問題となる場合が多く、一括下請負に該当すると判断される可能性があります。（一括下請負の禁止について（平成4年12月17日建設省経建発第379号））

2次下請以下の施工内容が「総合的な企画、指導、調整」に該当することはありませんので、2次下請以下の工事を一式工事の工事経歴書に計上することはできません。

ただし、民間工事における一括下請負（発注者から適正な承諾を得た場合）や、個別の専門工事として施工することが困難な建設工事など、下請工事で請け負った場合でも告示の内容を満たせば一式工事に該当する可能性も考えられます。

【注 意】

- ・一式工事の許可のみを有している建設業者が、請け負った建設工事（下請として施工）が専門工事に該当する場合は、軽微な建設工事の範囲を超えている場合には、無許可営業になり監督処分の対象となりますので、ご注意ください。
- ・公共工事の発注者が「一般土木」の区分で発注されることをもって、土木一式工事に該当するわけではありません。

【参 考】

一括下請負の禁止について（平成4年12月17日建設省経建発第379号）

一括下請負に関するQ & A

Q

A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかつたので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A

元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

建設工事を請け負うには、建設工事の内容に応じて、適正な建設業の許可を受けて請け負うことが必要です。

土木一式工事 ≠ 土木系オールマイティ

建築一式工事 ≠ 建築系オールマイティ

